

入院医療費の算定方法について

茨城県立中央病院

当院は、「DPC（包括評価方式）」により入院医療費を算定するDPC対象病院です。

DPCでは、入院患者様（当院の場合、PCU、結核病棟は除く。）の病名や病状・治療行為をもとに、

①包括評価部分（入院、投薬、注射料等）：

「厚生労働省が定めた分類（診断群分類）ごとの1日あたりの定額点数」x「調整係数」

当院の調整係数は1.6015：令和8.6.1現在

（基礎係数1.0583+機能評価係数（Ⅰ）0.4096+機能評価係数（Ⅱ）0.1097+救急補正係数0.0239）

②出来高評価部分（手術、麻酔、リハビリ料等）

を、組み合わせ医療費を計算します。

これに伴い、DPCでは従来の出来高方式に比べ、お支払いいただく医療費が異なる場合がありますのでご了承願います。

また、入院期間中においても、診療群分類に変更が生じた場合、入院初日に遡って再計算するため、支払額に変更が生じる場合があります。

なお、入院の場合であっても一部の診療群分類に該当する場合や外来受診、労災保険、自費診療、治験等の場合は、従来どおり出来高方式での医療費算定となります。